新
 更
 変
 指令北都久第
 号

 規
 新
 更
 令和
 年
 月
 日

道路占用許可申請書

令和 年 月 日

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業

施行者 北本市

代表者 北本市長 三 宮 幸 雄 様

住所 氏名

担当者(連絡先)氏名

Tel

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的		
	路線名 区画道路 区 一 另	弓線 車道 ・ 歩道 ・その他
占用場所	場 北本市大字下石戸下地内 (久保特定土	地区画整理事業地内) 地先から
	所 北本市大字下石戸下地内 (久保特定土	地区画整理事業地内) 地先まで
占用の期間	令和 年 月 日から (間)	占用物件の構造
	令和 年 月 日まで	
工事の時期	令和 年 月 日から (間)	工事実施
	令和 年 月 日まで	の方法
道路の復旧方法		案内図 (1/10,000)平面図 (1/250)添付書類縦断図 (適宣)横断図 (適宣)構造図 (1/20)その他

記入要領

- 1 「新規」「更新」「変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに 「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 3 申請者は、本申請書の正本(交付控)の押印欄へ押印してください。
- 4 変更の許可申請書にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 5 「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。
- 6 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 7 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。
- 8 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。
- 9 「工事実施の方法」欄には、自己施工・請負施工の別及び道路の掘削を伴う場合は、開削・推進・シールド等の別を記載すること。
- 10 「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同時に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 11 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。
- 12 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。
- ※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。
- ※ 本申請書は、4枚つづりになっております。4枚とも申請者の住所、氏名等及び上記1から12の必要事項を記載すること。

道路占用許可書

 区
 一
 号線

 指令北都久第
 号

 令和
 年
 月

住所氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、下記のとおり許可する。

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業 施行者 北本市 代表者 北本市長 三 宮 幸 雄

記

占用の目的													
占用場所	路	線名	区画道	各 区	_	号線 車道・歩道・そ							也
	場	北本市	方大字下	百戸下地内	(久保特定	土地	区画整	理事	業地内)			;	地先から
	所	北本市	方大字下	石戸下地内	(久保特定	土地	区画整	理事	業地内)			j	地先まで
占用の期間	令和			日から (日まで	間)	占の	用 物 構	件造					
工事の時期	令和	·		日から (日まで	間)	エの	事 実 方	施法					
道路の復旧方法						占	用	料	〇初年度 年 額 (納入期限)	別途発行する	円 円 S納入通	○減額 ○免除 知書に指定	○無料

許可・回答条件

- 1 道路の掘削を伴う道路占用にあたっては、別に定める「道路占用工事標準条件書」を遵守すること。
- 2 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別途の届出書を北本市長(以下「市長」という。)へ提出すること。なお、完了届にあたっては、 施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 3 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色燈又は黄色燈を設置すること。また、交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。
- 4 工事中の苦情及び第三者への損害は、占用者を受けた者の責任において解決すること。
- 5 工事に起因して既工作物を汚損又は損傷したときは、占用者・を受けた者の負担で原形に復旧すること。
- 6 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路構造及び交通に支障を与えないこと。
- 7 道路に関する工事のため、占用物件の除去・移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。
- 8 道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可申請書(協議)書を提出すること。
- 9 道路占用を廃止しようとするときは市長へ届出て、現状復旧の方法及び時期について指示を受けること。
- 10 工事時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。(警察協議(道路工事協議書)と同じ時間とすること。)

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北本市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟について北本市を代表とする者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。

道路占用許可書

住所 氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、下記のとおり許可する。

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業 施行者 北本市 代表者 北本市長 三 宮 幸 雄

記

占用の目的														
	路線	名	区画道路	区	_	号絲	泉			車道	•	歩道	・その作	也
占用場所	場	化本市	大字下石	戸下地内	(久保特定:	(久保特定土地区画整理事業地							地	先から
	所 =	化本市	大字下石	戸下地内	(久保特定:					地	先まで			
占用の期間	令和	年	. 月	日から		占	用物	<i>(</i>)+						
				(間)	\mathcal{O}	元 100 構	造						
	令和	年	月	日まで		V	7 173	Ų						
	令和	年	. 月	日から		一	事 実	썲						
工事の時期				(間)	\mathcal{O}	, 方	法						
	令和	年	. 月	日まで		V)	//	14						
道路の									○初年度			円	○減額	○無料
復旧方法						占	用	料	年 額			円	○免除	
									(納入期限)	別途発行	テする	る納入通	知書に指定	きする期限

許可·回答条件

- 1 道路の掘削を伴う道路占用にあたっては、別に定める「道路占用工事標準条件書」を遵守すること。
- 2 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別途の届出書を北本市長(以下「市長」という。)へ提出すること。なお、完了届にあたっては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 3 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色燈又は黄色燈を設置すること。また、交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。
- 4 工事中の苦情及び第三者への損害は、占用者を受けた者の責任において解決すること。
- 5 工事に起因して既工作物を汚損又は損傷したときは、占用者・を受けた者の負担で原形に復旧すること。
- 6 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路構造及び交通に支障を与えないこと。
- 7 道路に関する工事のため、占用物件の除去・移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。
- 8 道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可申請書(協議)書を提出すること。
- 9 道路占用を廃止しようとするときは市長へ届出て、現状復旧の方法及び時期について指示を受けること。
- 10 工事時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。(警察協議 (道路工事協議書) と同じ時間とすること。)

教 示

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北本市長に対し異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟について北本市を代表とする者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。

新 更 変 指令北都久第 号 規 新 更 令和 年 月 日

道路占用許可申請書

令和 年 月 日

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業

施行者 北本市

代表者 北本市長 三 宮 幸 雄 様

住所

氏名

担当者(連絡先)氏名

TEL

道路法第32条の規定により許可を申請します。

						坦岭位	3男32	金余の	規止	ハーム	、りず	†川々	≤甲1	頭しる	より 。							
占	用の目的																					
		路線	名	区	画道路	区		_		号》	線					車道	•	歩道	• そ	の他		
占	用場所				字下石匠			久保特												地先か		
		所 北本市大字下石戸下地内						久保特		土地区	医直线	隆理	事業.	地内)						地先ま	で	
上	用の期間	令和	1	 -	月	日カゴ) (間)	占		物	件										
) 1 ^ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	令和 年			月日まで		で	FJ/	の	†	構造											
		令和		Ę.	月	日カゴ			エ	車	実	施										
工	事の時期						(間)	カ		天 方											
		令和 年 月			日ま、	日まで						4	<u> </u>	1/10.0	,00)	77		(1/05/	2)			
道	·								添	什	書	緍			1/10,0 (適宜		横断图		(1/250 音)	J)		
復	旧方法								13//	1.1	Ħ	75		造図			その他		<u>ч ш.</u> /			
			决	:欧	占用	金	ずま	兼化	=	<u></u>					ŧ	案 名	和	年		月	日	
			坦	四	ΠЛ	' T#!	1) 盲		山上	=				I	Ě	裁 分	和	年		月	日	
	○条件付	許可		市	長	副	市長	部		長	参		与	副	部 長	課	長	所	長	G	L	
決定	〇不 許	可	可戻																			
~_	○返	戻																				
主		幹	: 担	<u> </u>	= 7	4 起	案 :	<u> </u>	``		議	合		議	合	静	É					
事	公 開 [ヹ 分	非が	、開理	由、部分	争第	1 ガ	イ 1	ドー質	至	2. 7.	j イ	-1	ジョ 個	別フ	ォル	ダー	 保	 存	年	限	
務	1 公開						1 /	' '		13 -				11111	73.3 >	<u> </u>				-		
審	2一部公開		余的第		条第 項	Į.												1年未 5年	滴 1 10年]	年 3 ⁴ 紀	丰	
查	3 非公開		NI															0 — .	10 - 10			
技術																						
術審																						
查																						
	○占用料					(算定)				(○減	額				荷女学	ゆぎ 4	*				
	初年度					円		○免 除										育 年	月	号 日		
	年 額					円				(○無	料				'		'				